

レンタサイクル事業者の皆さま！

「自転車事故の損害賠償保険」の準備は大丈夫ですか？

福岡県の「自転車の安全で適正な利用に関する条例」が施行されました！

福岡県の自転車貸付業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車損害賠償保険等を付した自転車を貸し付けるよう努めなければならない。

(福岡県条例)

レンタサイクル事業者様向けの画期的な「自転車賠償保険」

(施設所有管理者特約条項賠償責任保険)をご案内いたします。

●プラン1 レンタサイクル事業者様が負うべき法律上の賠償責任を補償するプランです。

※自転車の所有、管理上の不備により借り主にケガを負わせてしまった場合や第三者をケガさせてしまった場合の法律上の責任を補償します。
(借り主の不注意等による事故は補償の対象とはなりません)

- 対人・対物賠償責任補償額(1事故あたりの補償てん補限度額 **1億円**)
- 自己負担額(免責金額)……0円
- **年間保険料……1台につき1,000円**

※事故対応特別費用・被害者対応費用付帯・人格権侵害担保各特約を付帯しています。

●プラン2 「レンタサイクル事業の法律上の賠償責任」 + 「借り主の自転車事故による賠償責任」両方補償するプランです。

※プラン1の補償に、自転車の借り主の運転操作誤り等で他人に衝突した場合などの第三者に対する法律上の賠償責任も補償の対象となります！

- 対人・対物賠償責任補償額(1事故あたりの補償てん補限度額 **1億円**)
- 自己負担額(免責金額)……0円
- **年間保険料……1台につき2,000円**

※事故対応特別費用・被害者対応費用付帯・人格権侵害担保各特約を付帯しています。